参考資料

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△  指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]  運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態［要支援状態］の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。  ２　事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  ３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　前４項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２５年３月４日大阪市条例第２６号）、[「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成２５年３月４日大阪市条例第３１号）］に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　　△△△  （２）所在地　　○○市○○町○丁目○番○号○ビル○号  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名  管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。  （２）福祉用具専門相談員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  福祉用具専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定を行うとともに、その相談に応じる。  特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）（指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する）の作成・変更等を行う。  （３）事務職員　○名（常勤又は非常勤　○名）  必要な事務を行う  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　〇曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。  （指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法及び取扱種目）  第６条　事業所で行う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。  （１）指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。  （２）指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。  ２　事業所において取り扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。  １．腰掛便座  ２．特殊尿器  ３．入浴補助用具  ４．簡易浴槽  ５．移動用リフトのつり具の部分  ６．通所介護：自動排泄処理装置の交換可能部品  ７．排泄予測支援機器  ８．スロープ  ９．歩行器  10．歩行補助つえ  （利用料等）  第７条　特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添目録によるものとする。  ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  （１）実施地域を越えてから片道〇〇ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満　〇〇〇円  （２）実施地域を越えてから片道〇〇ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　〇〇〇円  ３　特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。  ４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ５　特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、大阪市○○区、〇〇市、○○町、○○村の区域とする。  （衛生管理等）  第９条　事業者は、従業者の清潔の保持と健康状態について、必要な管理を行うものとする。  ２　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。  ３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （事故発生時の対応）  第10条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。  ２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。  ３　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。  （苦情処理）  第11条　事業所は指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。  ３　事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。  ５　事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ６　事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するもととする。  （個人情報の保護）  第12条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者 における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第13条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。  （２）事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。  （３）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。  （５）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  （６）その他虐待防止のために必要な措置  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第14条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第15条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  (1)　採用時研修　採用後〇ヵ月以内  (2)　継続研修　　年〇回  ２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存するものとする。  ５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。   |  | | --- | | **（別添）目録** | | ・「＊＊＊」は、法人名を記載してください。  ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・厚生労働省令第３７号、第３５号等を参照の上、事業運営に関する基本方針を記載してください。  ・所在地は、住居表示のとおりとし、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・福祉用具専門相談員と兼務する場合は（福祉用具専門相談員と兼務）と記載してください。  ・人員に関する基準を満たす範囲で「○名以上」と記載することも可能です。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。管理者と兼務する場合は（常勤○名うち１名管理者と兼務）と記載してください  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・事業所で取り扱う種目のみ記載してください。  ・事業所で取扱う種目すべてについて、目録（商品カタログは不可）を作成してください。  【目録に記載すべき項目】  　①福祉用具の種目  　②品名（商品名、メーカー名）  　③品番（製品型番、ＴＡＩＳコード等）  　④料金  ・用具の搬入に際し、通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。徴収しない場合は「徴収しない」と記載してください  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  ・原則として、市町村単位（大阪市は区単位）で設定してください。  ・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。  ○運営規程の最後に事業所で作成した目録（商品カタログは不可）を添付してください。  【目録に記載すべき項目】  ①福祉用具の種目（腰掛便座、簡易浴槽等）  ②品名（商品名、メーカー名）  ③品番（製品型番、ＴＡＩＳコード等）  ④販売費用  ⑤自己負担額 |